

- ◇ 「**放送法等の一部を改正する法律案**」における電気通信事業紛争処理委員会に関する主な改正事項は次のとおり。
- 放送法改正関係
 - ① 地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争の迅速・円滑かつ専門的な解決に資するため、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度を整備。
 - ② 地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争において総務大臣の裁定を行う場合の諮問先を電気通信紛争処理委員会に変更。
 - 電気通信事業法改正関係
 - ① 委員会の名称を「電気通信事業紛争処理委員会」から「電気通信紛争処理委員会」へ変更。
 - ② コンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供に係る紛争及び電気通信事業者間における鉄塔等の共用を巡る紛争を電気通信紛争処理委員会のあっせん及び仲裁の対象とするなど、紛争処理機能を拡充。
 - その他の法改正関係

委員会の名称変更に伴い、電波法、特別職の職員の給与に関する法律、総務省設置法について改正。
- ◇ また、上記法案の成立後、当該法律の施行に伴い、今後、関係する政省令及び委員会決定を改正する予定。

「放送法等の一部を改正する法律」施行に伴う政省令及び委員会決定の改正

放送法等の一部を改正する法律

■ 電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）

■ 職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）

■ 電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則（平成13年総務省令第154号）

■ 電気通信事業紛争処理委員会事務局手続規則（平成13年総務省令第155号）

■ 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

■ 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）

※ 人事院規則（平成21年人事院規則9-123、昭和41年人事院規則17-0、昭和39年人事院規則9-17）

■ 電気通信事業紛争処理委員会運営規程
（平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）

■ 電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則
（平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号）

委員会が改正

※ 委員会に諮り議決

委員会の紛争処理機能の拡充及び改称に伴う所要の改正